

第3章 計画の基本方針

① 緑の将来像

歩こう・ふれよう 「緑・水・ふるさと、ふなばし」

本市には、海から源流域までたどれる海老川が市の中心部を流れているほか、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林やタブノキ、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くあります。

南部地域では源流域から海岸線まで緑と水に親しみながら散策でき、北部地域では豊かな自然と穏やかな田園風景のなかを散策できるようなネットワークを形成することや、旧海岸線に残る美しいクロマツの林やタブノキを後世に残すことは、本市の魅力を維持することにつながります。

また、まちなかのいたるところで緑が目に入り、身近なところに快適な公園がある、そのような緑のまちづくりは本市の魅力を一層高めることにつながります。

このような、子どもからお年寄りまでが緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指し、市民すべてが船橋をふるさととして末永く暮らせる緑豊かなまちづくりを市民のみなさまとともに実現していきます。

② 計画の基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

基本方針1

人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

基本方針2

多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります

基本方針3

安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

基本方針4

市民との連携により、緑を守り育てていきます

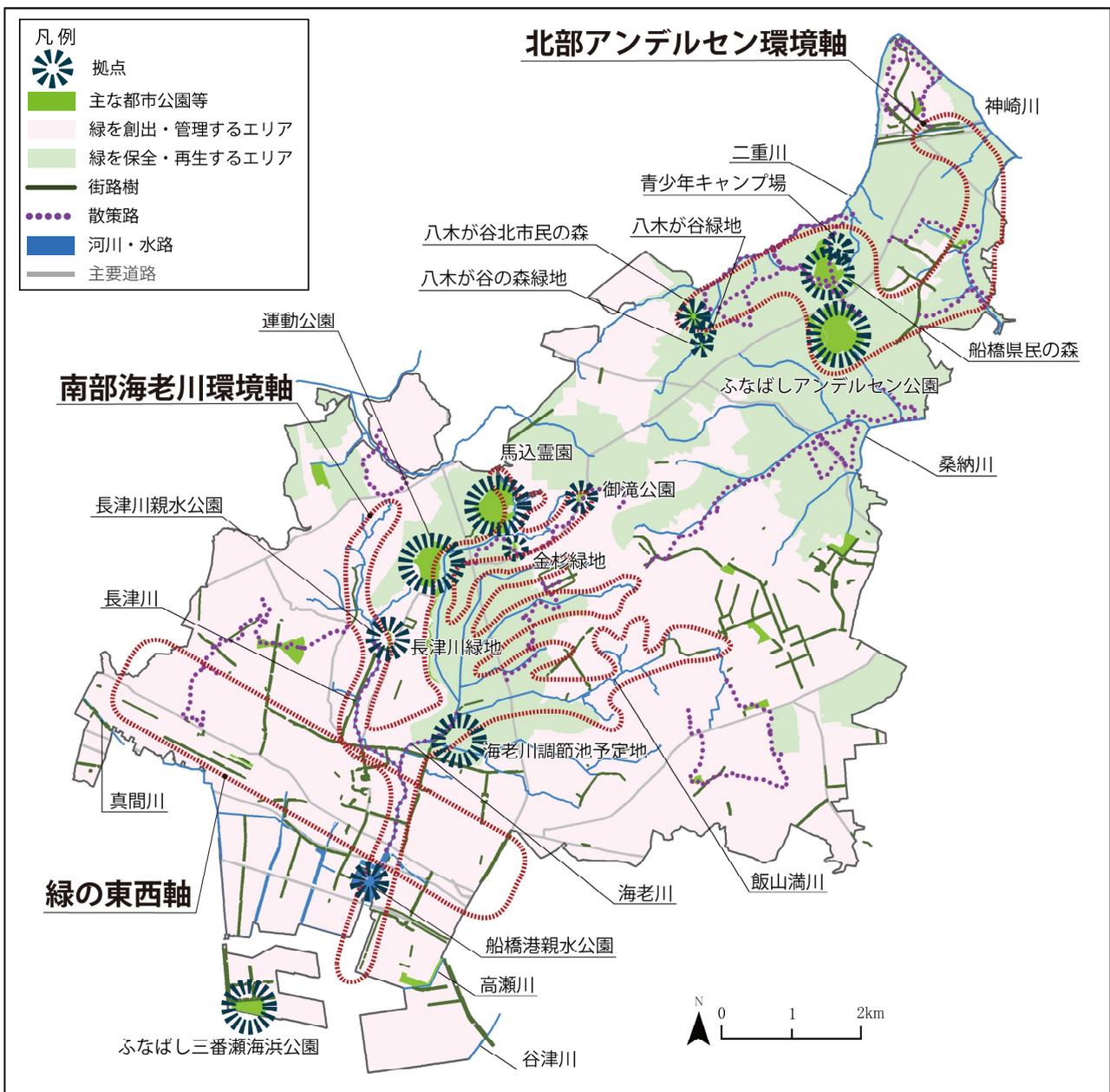
基本方針1

人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

これまで述べてきたとおり、本市の中心部には海から源流域までたどれる海老川が流れ、多様な緑があります。また、北部にはふなばしアンデルセン公園や船橋県民の森、ふるさと感じさせる田園風景や社寺等も含めた自然豊かな風景が残っており、これらが船橋市の自然特性となっています。

その特性を活かし、さらに、生物多様性の保全に寄与させるには、これらの自然を保全し、それぞれをつないでネットワークを形成していくことが大切です。

また、その緑と生きものにふれあえるように、既存の施設や自然的な資源の保全と新たな施設の整備などにより、特徴的な景観軸である「緑の東西軸」と、市域を南北に縦断する2つの環境軸である「南部海老川環境軸」、「北部アンデルセン環境軸」を形成していきます。



水と緑のネットワークの形成

基本方針 2

多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります

豊かな自然、川や海の水辺、社寺林などの歴史的に継承されてきた緑、地域毎の特徴ある緑など、本市には多様な緑があります。地域の多様な緑の特性に合わせて、樹林地や公園、街路樹、民有地の緑により風格ある緑の都市をつくっていきます。

基本方針 3

安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

都市の緑には、第1章に記載した「緑の機能」にあるように、レクリエーション、防災、景観形成、生物多様性の保全、都市環境の保全といった様々な機能があります。市街化が進んでいる本市では、新たな緑の創出にあわせ、それらの緑がそれぞれの機能を高めるような質の高い緑となるよう維持・管理を行っていきます。

基本方針 4

市民との連携により、緑を守り育てていきます

市街化が進んでいる本市において、効果的な緑化を図るには、計画的な緑の骨格・拠点づくりを進めることとあわせ、市民・事業者主体による緑化の推進と創出された緑の管理運営を展開し、良好な緑の存在を市民が実感できる緑豊かな環境づくりを進めることが必要です。都市の緑化を一層推進するために、緑化に関する情報の提供や各種支援などの普及・啓発活動を市民に対して行うとともに、協働事業を推進することで市民と一緒に緑を育てていきます。



3 計画の目標

目標年度を平成47年度（中間年度：平成37年度）とします。

なお、人口は船橋市人口ビジョンにおける将来人口推計より、目標年度である平成47年度において62.7万人（中間年度：63.6万人）としています。

【目標1】 樹林地の確保

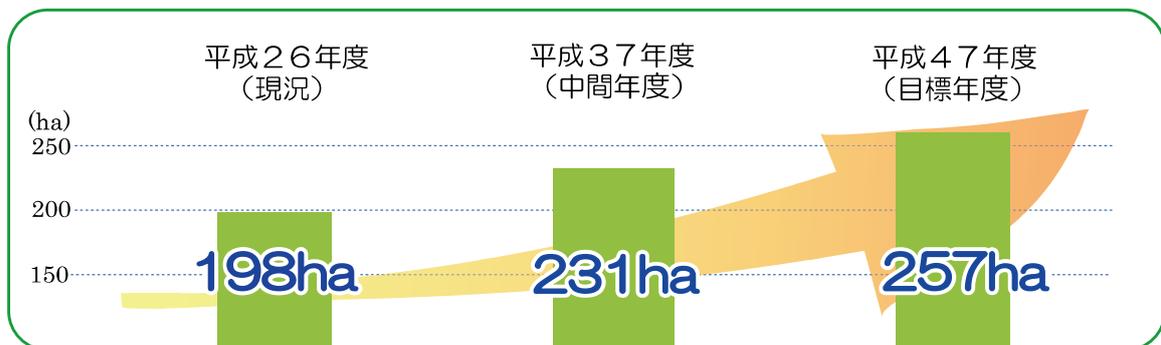
市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地としての開設や指定樹林の指定といった保全施策を実施している面積を増やします。



第2章にあるように、平成25年度時点で市内には616haの樹林地があります。その樹林地をできるだけ維持・保全するため、各樹林地の緑の機能や周辺環境を踏まえ、その状況に合わせた保全施策を実施していきます。

【目標2】 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。



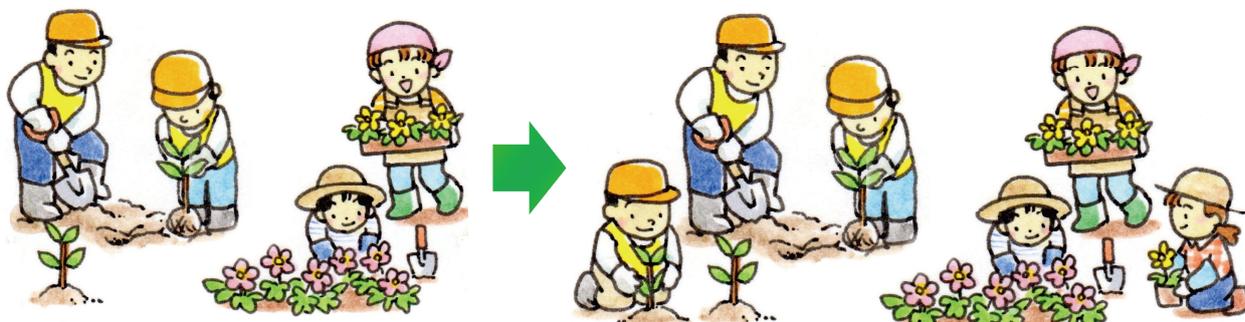
※目標の総面積には、市で整備を行う公園のほか、民間事業者による宅地開発行為等に伴い整備される公園の予測面積を考慮しています。

(参考) 平成26年度末時点での市民一人あたり公園面積は3.17㎡/人です。

仮に目標とした総面積から計算すると、平成37年度で3.63㎡/人、平成47年度で4.10㎡/人となり、市民一人あたり5㎡/人を目指し、公園整備を推進していきます。

【目標3】市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やします。



平成 26年度

平成 47年度（目標年度）

第4章に掲げる計画実現のための施策の中で、市民との協働により実施していく施策において、施策内容の充実や実施方法の改善、PR活動などにより、参加団体や人数、箇所数を毎年2%増やし、市民協働を推進していきます。

推進にあたっては、地域ごとの活動状況の偏りも考慮し、市内全域での協働体制の推進を目指すとともに、活動内容の質の向上も目指します。

また、新規事業についても検討し、同様に推進していきます。

第4章 計画実現のための施策

4つの基本方針に沿って緑の将来像を実現するために、下表の施策の体系に基づいて個別施策を推進していきます。（全45施策）

施策の体系

基本施策	個別施策	
（施策1） 船橋らしい緑の保全	1-1	樹林地の機能評価
	1-2	都市緑地による樹林地の保全
	1-3	市民の森による樹林地の保全・活用
	1-4	指定樹林制度の活用
	1-5	特別緑地保全地区の指定
	1-6	風致地区制度の活用による緑の維持
	1-7	巨樹・名木の保全
（施策2） 公園緑地の整備	2-1	公園不足地区における優先的整備の推進
	2-2	公園等の恒久性の確保
	2-3	土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備
	2-4	既存国有地の活用
	2-5	隣接する市街化調整区域での公園整備
	2-6	市街地の立体的な土地利用による公園整備
	2-7	新たな運動公園の整備
	2-8	開放型の都市緑地の整備
	2-9	特色ある公園等の整備
	2-10	防災機能の強化
	2-11	都市公園の再整備による活性化
	2-12	生産緑地の活用

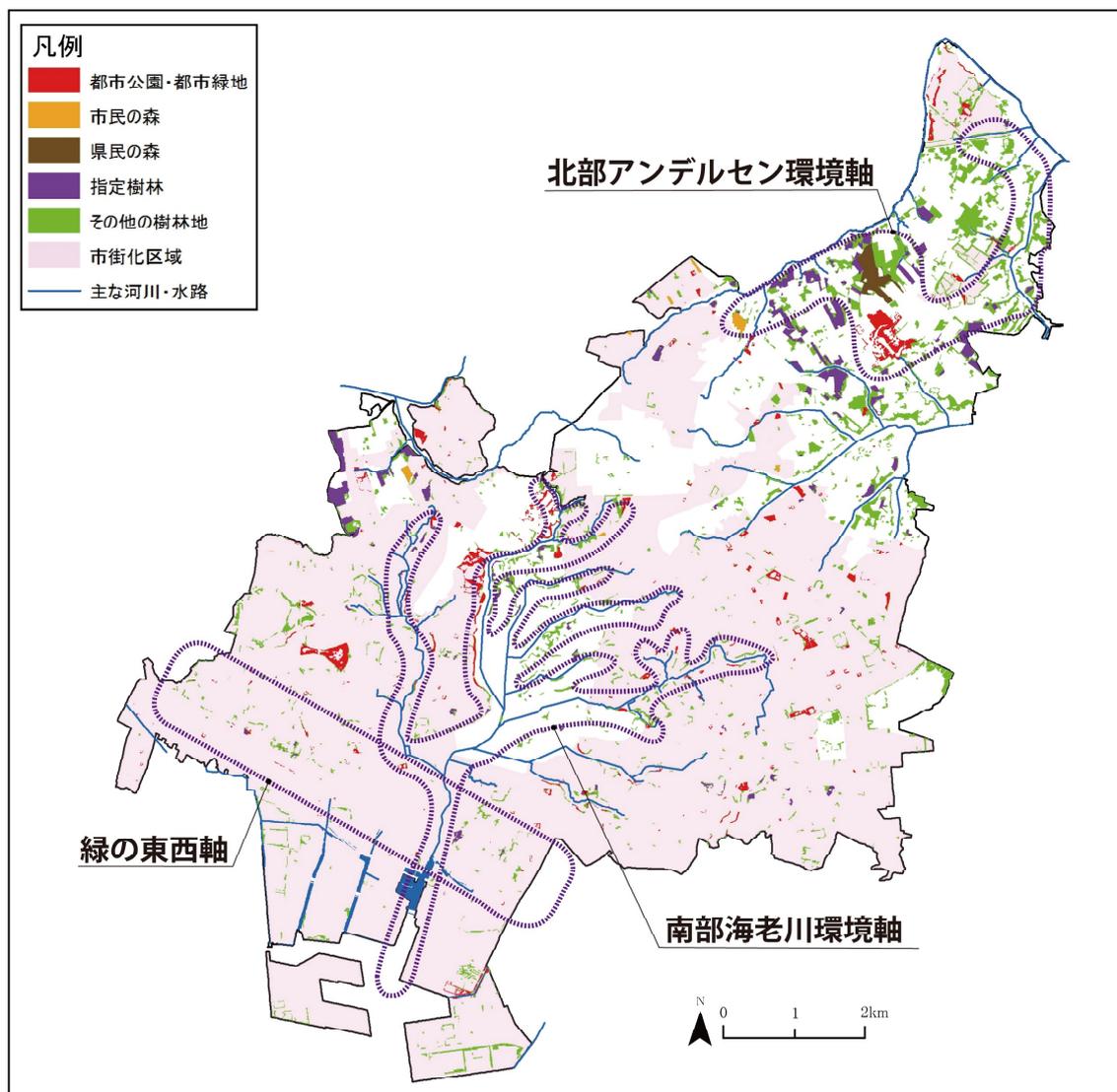
基本施策	個別施策	
(施策3) 緑化の推進	3-1	街路樹による道路緑化の推進
	3-2	自然を活かした水辺環境の創出
	3-3	公共施設の緑化
	3-4	生垣助成
	3-5	宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進
	3-6	立体的な緑の推進
(施策4) 緑の効果を高める 管理の充実	4-1	公園・緑地・街路樹の適正な管理
	4-2	地域に根差した樹木の移植
	4-3	安全・安心な公園の維持
	4-4	緑のリサイクルの推進
(施策5) 市民との協働の推進	5-1	市民参加の公園づくり
	5-2	ふれあい花壇事業
	5-3	花いっぱいまちづくり助成事業
	5-4	花苗サポーター事業
	5-5	町会等清掃委託制度の推進
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり
	5-7	ビオトープ事業の推進
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート
	5-9	緑化推進委員会の設置
(施策6) 緑の普及・啓発	6-1	緑と花のジャンボ市
	6-2	花壇コンテスト
	6-3	公園等の情報提供
	6-4	環境学習プログラムの開発
	6-5	市の花の普及・啓発活動
	6-6	緑の散策路の普及・推進
	6-7	地域の活性化のための公園活用

1 船橋らしい緑の保全

(1) 現況と課題

河川沿いに残る斜面緑地や、北部地域の田園風景、緑の東西軸を形成する樹林地、社寺等の緑は本市の代表的な景観を形成しています。市内4か所の風致地区では制度に基づく規制・誘導により地区内の樹木や樹林地を維持し、良好な生活環境が形成されています。また、都市農業が盛んな本市では、農地は貴重な緑地空間として、健全な都市環境の保全に寄与しています。

これら船橋の緑に対する継承手法について、本市の特性を把握して都市の景観や緑のネットワークを形成するため、樹林地の持つ機能や地域のニーズも踏まえた保全と、都市農業を振興しながら緑地として共存を図っていく必要があります。



樹林地分布とその保全状況

(2) 基本的な考え方

水と緑のネットワークを形成する南北の環境軸における樹林地、良好な景観形成に寄与する緑の東西軸や北部地域の豊かな自然を構成する樹林地などを重要な緑として位置づけ、地域に応じた適切な保全施策を推進します。

また、本市の目指す都市農地の保全に向け、今後の方向性について整理しながら、施策の創出等を検討していきます。

(3) 個別施策

1-1 樹林地の機能評価 [新規]

市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。

1-2 都市緑地による樹林地の保全 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
都市緑地面積	36.4 ha	40.0 ha	50.0 ha

1-3 市民の森による樹林地の保全・活用 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。



高野台3丁目市民の森

【制度概要】

緑地保全と利用を兼ねる制度で、約5,000㎡以上の樹林地について、所有者と借地契約を結び、市が施設整備を行い開放する制度。

1-4 指定樹林制度の活用 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用の助成等を行うことで保全を図ります。

【制度概要】

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に規定された制度で、樹林の生育面積が300㎡以上で、属する樹木が健全である樹林地を所有者の同意を得て指定する制度。

1-5 特別緑地保全地区の指定 [継続]

都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。

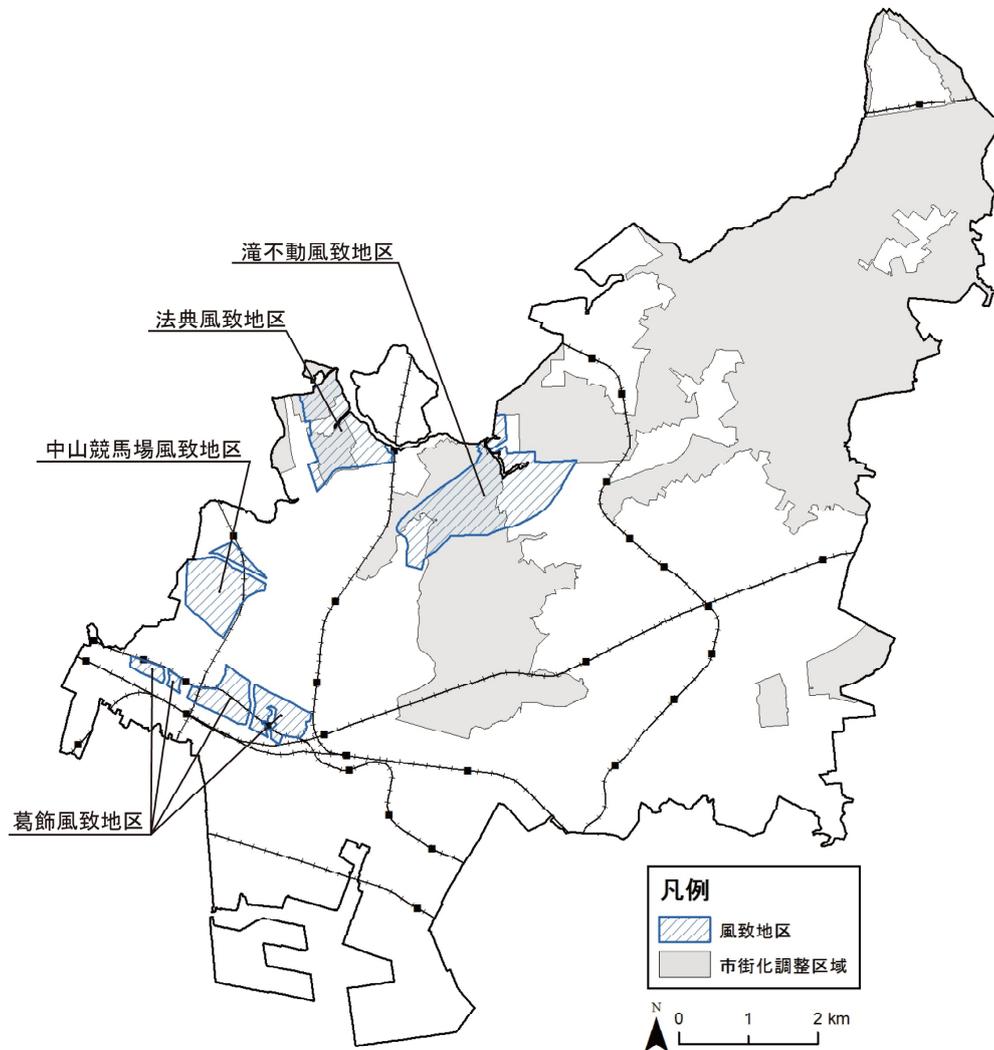
【制度概要】

都市緑地法に規定された制度で、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。行為制限がある一方で税制上の優遇措置や買い取りを申し出ることができる。

1-6 風致地区制度の活用による緑の維持 [継続]

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では下図の4地区を指定しています。

千葉県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行した船橋市風致地区条例に規定された規制（建築等の各種行為に対し建築物等の高さや規模等を抑えるなど）に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。



風致地区位置図

1-7 巨樹・名木の保全 [継続・新規]

ふるさとの風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。

また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため、指定要件を検討します。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
指定樹木本数	103本	115本	130本